©2023 ＪＡ今金町

北海道今金町銘産

今金男しゃく 豆知識

Q：なぜ「今金男しゃく」と書くんですか

ブランドとして他の男爵イモと区別するために、**組合員とＪＡ今金町が所定のルールに則って栽培・選別・出荷する男爵イモを『今金男しゃく』と呼称します。**
ＪＡ今金町は『今金男しゃくブランド』の信頼を損ねないよう、各種制度への登録に取り組んでいます。

Q：ブランド保護について教えてください

今金男しゃくは３つの制度に登録しています。

今金男しゃく®
商標登録
第 4897386 号

JAPAN GEOGRAPHICAL INDICATION 日本 地理的表示 GI
地理的表示保護制度
「今金男しゃく、Imakane Danshaku」
第 86 号

Local Specialty 地域団体商標 特許庁
地域団体商標
「今金男しゃく」
第 6031227 号

地理的表示保護制度（ＧＩ制度）は農林水産省、地域団体商標は特許庁が所管するブランド保護制度です。その特徴などと共に、**『今金男しゃく』という呼称で登録**されています。

今金男しゃく® は、今金男しゃくの箱にデザインされている**『ブランドロゴ』**です。

Q：ブランドにはどんな歴史があるんですか

「今金男しゃく」は、組合員のみなさんが力を結集して昭和２８年からジャガイモの栽培品種を「男爵薯」に統一し、昭和３０年に農協での共同選別を開始したことから歴史が始まりました。

その後、今金町・各事業者・町民の皆様と一緒にＰＲや品質の維持向上などに努めながら長い年月をかけて育て上げ、市場など取引先との信頼関係を築き「今金男しゃくブランド」が確立されました。

「ブランド」とはお客様から認めて頂く事で初めて成り立つものであり、ＪＡ今金町はその精神を大切にしながら組合員のみなさんと共に今金男しゃくの生産・販売に取り組んでいます。